

(仮称) 三重県(鳥羽市)太陽光発電所新築工事
用地造成事業に係る簡易的環境影響評価書についての
住民意見と事業者の見解

鳥羽プロジェクト合同会社

●住民の意見の概要及び事業者の見解

簡易的環境影響評価書に対する住民からの意見（下記の左欄）及びそれに対する事業者の見解（下記の右欄）は、以下のとおりです。

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
1	1-1	計画段階で少なくとも工事箇所の近隣住民を対象とした事前説明があつてしかるべきではないか	簡易的環境影響評価には時間を要するため、先にこの手続きを先行させました。今回提出した簡易的環境影響評価書への県、市からのご意見を踏まえて、工事計画を立て、今後、着工まで近隣住民へのご理解を得るべく説明会を実施する予定です。
	1-2	① 国道から工事箇所の工事に使用する道路又は通路の経路等 ② その区間の工事期間における安全管理 ③ 当発電所における利益の対象（会社のみ？地域の還元は？） 上記①②③についての説明を頂きたい。	① コンビニエンスストア前の国道167号線T字路から近鉄踏切を経て若竹団地内を通る進入路を考えています。 ② 工事期間の安全管理につきましては、住民の皆さまに安心していただけるよう説明会などを通じて十分協議させていただきますが、基本的には適切なガードマンを配置するなど、安全面を十分に配慮して工事を進めてまいります。 ③ 当発電所で得た事業利益の一部は、地元振興のために一部還元することを検討しています。具体的な内容については住民説明会などを通じて協議させていただきます。
	1-3	以前、カモメホールで行われたようだが前項2-1における説明に関して ①赤崎近辺の住民は赤崎地区の何%の参加だったのか？ ②またその地区への参加要請は行われたのか？ ③なぜ、県・市はその手続きを省略して議会のみの賛成だけで決済したのか？ 以上を踏まえ、私は当発電所建設に反対します。	① 赤崎地区の住民の何%が参加したのかについては把握しておりません。 ② 特定した地区への参加要請は行わず、新聞広告及び事業者側のホームページにて告知を行いました。 ③ 本件については当社として関与していない事項なので、回答は差し控えさせていただきます。

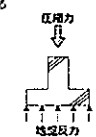
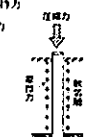
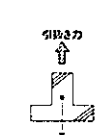
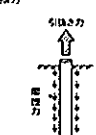
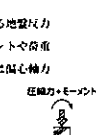
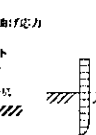

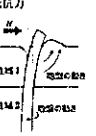
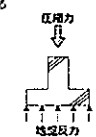
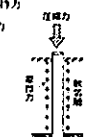
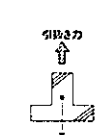
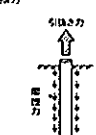
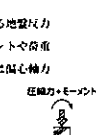
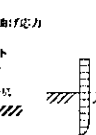

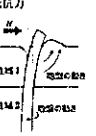
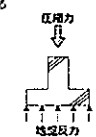
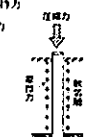
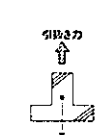
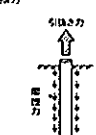
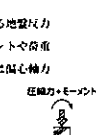
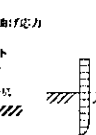

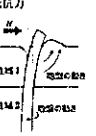
意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
2	2-1	<p>(意見書の提出の対象である評価書)</p> <p>評価書名称6.7 地形及び地質</p> <p>(1)予測手法</p> <p>工事内容から地形・地質(土地の安定性)への影響要因を抽出し、地形及び地質の安定性に向けた取組と比較することにより、定性的に予測を行いました。</p> <p>① 地形・地質(土地の安定性)への影響要因</p> <p>地形・地質(土地の安定性)への影響要因としては、以下の工事があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採工 ・切土工 ・盛土工 <p>② 対策</p> <p>土地の安定を図るために、造成工事においては、樹木の伐採後、土工事期間中の豪雨による土砂の流出や地盤のゆるみによって、下流に被害が生じないようにします。事前に気象情報等の情報を確認の上、梅雨、台風、集中豪雨等を想定した安全対策を施します。</p> <p>ア 洪水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮調整池 <p>本設の調整池が完成するまでは、仮堰堤の設置や掘り込み池による調整機能を確保し、洪水対策とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整池の早期完成 <p>調整池は造成工事のできるだけ早い段階で完成させ、流出抑制機能を工事段階から確保するように努めます。</p> <p>イ 土砂流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設沈砂池 	

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
2	2-1	<p>上記の仮調整池に沈砂機能を合わせてもたせることで、土砂流出抑制を図ります。</p> <p>(2)予測結果</p> <p>洪水対策及び土砂流出防止策を実施することにより、様々な気象条件の中でも、造成地盤の侵食や土砂の流出を抑制することができるものと予測されます。</p> <p>(意見)</p> <p>船津町字樋ノ山の太陽光発電所計画については、洪水対策として仮堰堤の設置や調整池の早期完成、また土砂流出防止対策として仮設沈砂池に沈砂機能を合わせて持たせるなど、抑制を図り下流に被害が生じないように施工するとしております。しかし、大規模な造成工事中に、台風や想定外の大雨時に土砂・濁水が調整池の規模で補いきれず、溢れ出した土砂・濁水が落口川から加茂川へ大量に流出し、それが鳥羽湾へ流れ込むことで、鳥羽湾とその周辺の小浜、坂手、菅島、和具浦、安楽島地区などの沿岸漁場において、牡蠣や若布、黒海苔養殖業に甚大な影響を及ぼすことを大きく危惧します。</p> <p>更に、流失した土砂・濁水が牡蠣や若布、黒海苔などの水産物に付着したことが原因で、水産物の生産と品質や価格に影響を与えるほか、海底に土砂が蓄積してしまうことで、プランクトンや磯根資源等にも影響を与えかねません。</p> <p>以前、安楽島町、松尾町の太陽光発電の建設工事による林地開発でも、調整池の設置などの濁水対策が不十分であり、降雨時に加茂川</p>	<p>・洪水対策、土砂流出抑制対策</p> <p>三重県「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」1章「洪水調整池」の基準に基づき調整池を設置致します。</p> <p>下流河川のネックポイントの調査を行い、計画地へ賀茂川へ至る落口川のネック点(流下能力が最も悪い箇所)の流下能力を算定し(比流量)調整池の容量計算を行います。</p> <p>放流量はネック点の比流量にあわせた放流量とするため、開発後においても現況以上の放流量とはなりません。調整池を設置することで、開発に伴い下流河川に新たに負荷をかける事はありません。三重県の調整池計算基準は1/50年確率降雨にもとづき計算します、日降水量、10分間降水量、1時間降水量の各計算値はそれぞれの気象データの過去最大値より大きな数値となっています。</p> <p>このことは、過去最大の降水量でも調整池は十分機能を果たせることを意味しています。</p> <p>工事はまず調整池を先行して工事を行い、調整池完成後に伐採、切盛土工時に着手致します。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
2	2-1	<p>へ濁水が幾度となく流出しました。</p> <p>しかも、地域住民や関係団体等の皆さんには、事業者から一切の説明や改善措置がとられず、甚だ遺憾に感じており、太陽光発電の事業者に対する信用性は著しく欠けるものであります。</p> <p>また鳥羽市にとって、漁業と観光業は2大主要産業であり、観光客が減少すれば水産物の需要にも影響が出る可能性も多大であることから、両者の強い連携のもと事業を推進している中で、観光地として伊勢志摩国立公園としての景観を重要視しているにも関わらず、「見えなければいいだろう」という安易な対策に思えます。</p> <p>このようなことから、船津町字樋ノ山の太陽光発電所建設については、水産関係団体を代表し、強く反対するものであります。</p>	<p>工事中は調整池以外に随時仮設沈砂池等を設置し、土砂の沈殿を行い調整池に雨水を導く予定です。これらの対策により下流河川への土砂の流出を抑制致します。</p> <p>・景観対策</p> <p>計画地は伊勢志摩国立公園・普通地域の中にあります、普通地域の中で行う太陽光発電建設事業については、届出が必要となります。</p> <p>平成29年3月に環境省において、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準等の一部改正」が示されており、今後関係機関と協議のうえ計画を進めて行く予定です。</p> <p>また、鳥羽市において、平成29年12月に「風致地区内行為許可に係るガイドライン」が定められております。</p> <p>今後鳥羽市と協議のうえ、基準を遵守し計画を進めて行く予定です。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
3	3-1	<p>今回の建設予定地周辺は、船津町で住民は最も危険な地区であると認識しております。私は今回の建設予定の話は、4月26日付けの中日新聞で始めて知った。大変驚きました。この太陽光発電所が計画されている樋ノ山は、土木工事で問題を起こすことが多い風化蛇紋岩を主体とする朝熊山系に属しており、尾根や谷が入り組む急峻な森林になっています。</p> <p>樋ノ山に隣接する行者山では、過去に行われた霊園建設工事で土砂崩壊や地滑りによる山体移動などが頻発し、その取り付け道路である市道船津霊園線584号は、完成後、40有余年を経た今も安定していません。</p> <p>樋ノ山の太陽光発電所建設工事は、16.1万㎡もの広大な森林を伐採し、大型ダンプトラック13万台分に相当する777,000㎡もの土砂を切り取って谷を埋める大規模な土木工事で、船津町内会、五丁目町内会、若竹自治会、ハイツ赤崎町内会が所在する船津町及び鳥羽五丁目周辺に甚大な土砂災害や水害を引き起こしたり、今後、南海トラフ巨大地震の際には、造成された敷地が土砂崩れを起こす恐れを危惧しております。広島県で起こった過去2回の大規模土砂災害も元は、開発地での大災害であった。</p>	<p>・現状の法規制</p> <p>現在の計画地は①砂防法(砂防指定地)②急傾斜地法(急傾斜地崩壊危険区域)③地すべり法(地すべり防止区域)いわゆる砂防三法の指定区域には該当しておりません。</p> <p>また、現時点では土砂災害防止法の指定区域にも該当しておりません。但し、所管部署では落口川上流の沢筋を「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」に近々指定の予定があります。</p> <p>以上より、現時点では計画地は砂防三法、土砂災害防止法の指定区域となっておらず法的な規制は受けておりません。</p> <p>・地形地質</p> <p>今回の計画地域は結晶片岩(緑色片岩・黒色片岩)主体の地域となっています。</p> <p>片岩は、その片理に沿って平行に弱面が発達する性質上、地すべりが起こりやすい地層ではありますが、今回の計画地域では、地形判読(予察)の結果、地域外に当たる尾根を挟んだ北側では崩壊地形や地すべりを疑わせる地形が発達していますが、計画地内では地すべり地形等は確認されておりません。(地形判読結果)</p> <p>また、片理面が北～北東方向に緩く(10～12度)傾いているため、今回の計画地内では「受け盤」となっており、地質構造に起因する地すべり等は計画地を含む南向き斜面では発生しにくいと考えられます。</p>
	3-2	<p>樋ノ山に源を発する落口川の下流域は、台風や集中豪雨によって過去に幾度も周辺民家・国道167号線・近鉄線が浸水し、建設予定地は鳥羽市の土石流危険溪流に指定されています。</p>	<p>・防災設計</p> <p>今後関係法令にもとづき関係部署と設計協議を進めてまいります。山間部で行う造成工事であるため、雨水排水、調整池、土砂の流出、盛土の安定、工事中の防災等が主要な防災設計の協議事項と考えております。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
	3-2	<p>樋ノ山の太陽光発電所ができますと、16.1万㎡もの緑のダムともいわれる森林を喪失することになり、そのために樋ノ山は水源かん養機能を喪失し、土砂災害や水害はもとより、下流域の田畑の農耕にも重大な影響を及ぼす恐れがあります。</p> <p>なお、落口川は災害危険個所として、鳥羽警察署と三重県建設事務所及び鳥羽市が三者合同で点検パトロールを行っています。</p> <p>今回、事業者は建設予定地が今までより安全になると自負しているが、土石流危険渓流への盛土が本当に安全なのか不明である。</p> <p>土石流危険渓流とは、土石流の流れ道として考えられている区域で、その区域に土を盛るといことは普通に考えると危険であると推測できる。</p>	<p>これら防災施設の設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」</p> <p>宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されており、これらの技術基準を遵守し防災設計を行います。</p> <p>また、計画地内の溪流(沢筋)は土工事により基本的に埋める事になります、沢筋の下流部には重力式擁壁を構築し沢筋盛土の安定を計ります。従って「土石流危険渓流」の定義である溪流そのものが盛土工事により消滅する事となります。</p>
3	3-3	<p>太陽光パネルはその形状から強風に弱く、台風の強風や突風などでパネルが飛散し、民家を直撃するなどして各地で甚大な被害が発生しています。</p> <p>被害は各地に及んでいて、2016年2月18日には、NHKで「所さん！大変ですよ 空から巨大な手裏剣が飛んできた！？」としてその被害が放送されました。樋ノ山の太陽光発電所でも、若竹団地や鳥羽五丁目地区、共同生活援助事業所のあしたば作業所、船津町落口地区で被害が発生する恐れがあります。</p>	<p>地上設置型太陽光はご指摘のように風圧の影響を受けやすい構造です。そのため、太陽光パネルを取り付ける架台及び基礎の設計・施工は十分な安全性が求められます。そこで、国が制定している「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」に従って設計・施工を行います。</p> <p>1. 風荷重の条件・・・</p> <p>基準風速はガイドラインに示す、適用地域別の基準風速を用いて設計いたします。</p> <p>2. 風圧を受けるモデル図</p> <div data-bbox="890 1697 1359 1971" data-label="Diagram"> </div>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解																							
3	3-3		<p>3. 設計・施工のための調査</p> <p>以上の風圧条件に加えパネル自重、架台自重により架台の設計を行います。</p> <p>基礎は架台から受ける荷重を安全に支持するために、地形条件、地盤条件、造成条件等を調査します。</p> <p>特に地盤条件はボーリングによる標準貫入試験やSWS(スウェーデンサウンディング)試験等を行います。</p> <p>4. 基礎の設計施工</p> <p>基礎構造は架台から受ける荷重(圧縮力、引抜力、水平力、モーメント)に耐えうる基礎形式を選定し、安全な構造物を設計・施工を行います。基礎構造においては安全率を長期荷重3短期荷重1.5としています。</p> <p style="text-align: center;">表 5-1 基礎に働く外力と反力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">外力</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">反力</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">直接基礎の場合</th> <th style="text-align: center;">杭基礎の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">軸力</td> <td style="text-align: center;">圧縮力</td> <td style="text-align: center;"> フーチングによる 地盤反力  </td> <td style="text-align: center;"> 杭の先端支持力 + 側面摩擦力  </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引抜き力</td> <td style="text-align: center;"> 基礎自重  </td> <td style="text-align: center;"> 杭の側面摩擦力  </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">モーメント</td> <td style="text-align: center;"> フーチングによる地盤反力 (柱脚のモーメントや荷重の偏心については偏心軸力として算定)  </td> <td style="text-align: center;"> 杭の許容曲げ応力 モーメント  </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">水平力</td> <td style="text-align: center;"> 底面の摩擦抵抗 掘入れ部の抵抗 (受輪上圧)  </td> <td style="text-align: center;"> 杭の水平抵抗力  </td> </tr> </tbody> </table>	外力		反力				直接基礎の場合	杭基礎の場合	軸力	圧縮力	フーチングによる 地盤反力 	杭の先端支持力 + 側面摩擦力 	引抜き力	基礎自重 	杭の側面摩擦力 	モーメント		フーチングによる地盤反力 (柱脚のモーメントや荷重の偏心については偏心軸力として算定) 	杭の許容曲げ応力 モーメント 	水平力		底面の摩擦抵抗 掘入れ部の抵抗 (受輪上圧) 	杭の水平抵抗力 
外力		反力																								
		直接基礎の場合	杭基礎の場合																							
軸力	圧縮力	フーチングによる 地盤反力 	杭の先端支持力 + 側面摩擦力 																							
	引抜き力	基礎自重 	杭の側面摩擦力 																							
モーメント		フーチングによる地盤反力 (柱脚のモーメントや荷重の偏心については偏心軸力として算定) 	杭の許容曲げ応力 モーメント 																							
水平力		底面の摩擦抵抗 掘入れ部の抵抗 (受輪上圧) 	杭の水平抵抗力 																							

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
3	3-4	<p>太陽光パネルは樹脂などの可燃物が使用されているため、電気配線の不具合などで火災が発生することが知られています。またパワーコンディショナーなどの機器のトラブルで火災が発生することもあり、周辺の山林に延焼して林野火災になる危険があります。</p>	<p>【モジュール】</p> <p>モジュールに使用している材料で可燃物として分類される材料はフレーム、ガラス、太陽電池セルを除いたバックシート、封止材、ジャンクションボックスとケーブルなどになりますが、材料の引火点が高く簡単に可燃されるものではありません。</p> <p>モジュールにつきましては太陽電池モジュールの安全試験規格である国際電気標準会議(IEC)規格で要求される火災関連の試験(IEC61730-2)ではClass Cを満足します。</p> <p>上記規格の火災試験は周辺に火災が発生した場合を想定して実施する試験であり、Class C は太陽電池モジュールに必要なクラスで、一般建築物に設置しても問題がないレベルです。</p> <p>【パワーコンディショナー】</p> <p>採用予定のパワーコンディショナーにつきましては機器内温度が90度を超えた場合には機器の運転を停止する『過熱保護機能』があり、過去火災が起きた報告はありません。</p>
	3-5	<p>簡易的環境影響評価書によりますと、事業者は資機材の運搬及び完成後の管理は、コンビニエンスストア前の国道167号線T字路から近鉄踏切を経て若竹団地内を通過して山林に至り、山林内に工事用道路を造成するとしています。このルートは若竹団地や地元住民の生活道路で、風水害や津波の指定避難場所でもある共同生活援助事務所のあしたば作業所にも通じていて、工事用車両による交通事故や、騒音、振動等によって住民が健康被害を受ける恐れがあります。</p>	<p>工事期間の安全管理につきましては、住民の皆さまに安心していただけるよう説明会などを通じて十分協議させていただきますが、基本的には適切なガードマンを配置するなど、安全面を十分に配慮して工事を進めるとともに、使用する重機等には低騒音・低振動型のものを極力使用し、周辺への騒音・振動の影響低減を図ります。</p> <p>事業実施区域はサシバの営巣木から500m程度離れていますが、一部は行動圏に含まれていると考えられます。主な採餌場所は谷の湿地周辺と考えられるため造成等の直接改変の影響は限定的であると考えられます。一方、工事期間中は重機等が稼働する事業実施区域を避けて周辺域に避難する可能性があり、</p>

意見 者番 号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
3	3-5	<p>隣接する行者山では、日本野鳥の会によって絶滅危惧種のクマタカ、オオタカなどの希少鳥類が確認されています。この度の計画地である樋ノ山の簡易的環境影響調査においても、わずか3日間の調査で、絶滅危惧種類で本年3月に三重県指定希少野生動植物種に指定されたサシバが確認されています。</p> <p>樋ノ山の太陽光発電所が建設されますと、大規模自然破壊によってサシバをはじめ、希少動植物に甚大な影響を及ぼす恐れがあります</p>	<p>工事期間中は営巣木の巣を営巣場所として利用しない可能性があることから以下の保全対策を実施します。</p> <p>工事に際しては必要以上に樹木を伐採することのないよう、改変区域を明示し、周知を徹底します。造成森林や造成法面は種子吹付や樹木の植栽により、できるだけ速やかに緑化します。また、植栽樹種については在来の広葉樹を中心に選定します。造成工事に使用する重機等には低騒音・低振動型のものを極力使用し、事業実施区域周辺への騒音・振動の影響低減を図ります。</p> <p>施設の供用後は行動圏の大部分が残り、餌場環境も保全されるため、引続き繁殖場所として利用すると考えられますが、行動圏の一部の樹林が消失し、環境が変化するため工事後の動向に注意する必要があります。施設の供用後のサシバの繁殖期に希少猛禽類調査を実施し、繁殖活動状況を確認します。</p>
	3-6	<p>また計画地の樋ノ山周辺は伊勢志摩国立公園で、鳥羽市の風致地区に指定されています。太陽光発電所が建設されますと、計画地の周辺を含め、本来、守られるべき良好な自然的景観や、都市環境の保全を図るために必要な風致地区としての機能の維持が困難になります。</p>	<p>計画地は伊勢志摩国立公園・普通地域内にあります。普通地域の中で行う太陽光発電建設事業については、環境省へ届出が必要となります。</p> <p>風致地区については、鳥羽市において平成29年12月に「風致地区内行為許可に係るガイドライン」が定められており、鳥羽市の許可が必要となります。今後関係機関と協議のうえ景観、風致等に配慮した計画を進めて行く予定です。</p>
	3-7	<p>今回の建設予定場所と略、隣接する場所で、もう1社が大規模太陽光発電計画を町内会に要請がありますが、個々に事業計画を進めても問題で双方同時に綿密な事業計画が欠かせないのではないか。そうしないと、この事業だけでは、判断できないと思う。</p>	<p>他社のプロジェクトの詳細につきましては当社にて把握しておりません。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
	4-1	<p>統計データについて</p> <p>環境影響評価書の第3章で使用している鳥羽市の人口や生活排水処理施設、し尿処理、ごみ処理状況等のデータが三重県の統計を引用していることからデータが古いため統計として好ましくありません。地元の鳥羽市が出している最新の統計データを使用すべきであります。</p>	<p>御意見のとおり三重県の統計データについては、県内の市町村のデータを集約したものとなっているため、鳥羽市が更新するデータよりも時期が古いものとなっております。掲載しているデータにつきましては、三重県の全体と鳥羽市のデータを対比させる観点から三重県が公開する統計データを使用させて頂きました。</p>
	4-2	<p>埋蔵文化財の名称及び位置の相違</p> <p>3-62 表3. 1-46の⑨鉢の尾古墳は岩穴口古墳が正しいかと思われます。</p> <p>また、⑩蛇池古墳の位置が相違しています。特に⑩蛇池古墳は、事業実施区域の地番に含まれることから市教育委員会での正確な調査をお願いします。</p>	<p>本簡易的環境影響評価書に記載の内容につきましては、ご意見を参考に措置報告書において修正いたします。</p>
4	4-3	<p>3-100 表3. 2-30の主な関係法令による指定・規制の状況で都市計画法に基づく都市計画区域の指定が事業実施区域内を「×」としていますが、事業実施区域は全域が都市計画区域に含まれているので「○」が正しいかと思われます。</p>	<p>(4-2の見解と同様)</p> <p>本簡易的環境影響評価書に記載の内容につきましては、ご意見を参考に措置報告書において修正いたします。</p>
	4-4	<p>主要な眺望点について</p> <p>第6章 6.12景観における主要な眺望点を事業実施区域から遠く離れた朝熊山頂展望台や背の高い樹木や鳥羽ショッピングプラザ等の高い建物で視界が遮られる鳥羽中央公園を設定していますが、伊勢志摩スカイラインの途中や環境保全等について配慮が特に必要な施設としている鳥羽東中学校や山崎整形外科からの眺望を考慮すべきであります。</p>	<p>景観の予測において眺望点として設定した地点については、事業実施区域周辺の景観資源等を考慮し、不特定多数の方から利用され、事業実施区域を眺望できる場所と考えられる場所として選定を行いました。</p> <p>本事業では、事業実施区域の内及び外周部に可能な限りの緑化に努めるとともに、設備機器の色彩等にも配慮することで、周囲からの眺望景観をできるだけ乱さないように計画する所存です。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
4	4-5	<p>野生動物による獣害について</p> <p>第6章でニホンジカの生息について記述しているが、事業実施区域内には相当数のニホンジカやイノシシが生息していることから、広範囲の森林の消滅により事業実施区域周辺の民家や農地への獣害が心配されるので、獣害という視点での再調査をお願いします。</p>	<p>獣害は山地と農地、民家の間に獣が潜みやすい藪があることで農地に近づきやすくなり引き起こされると言われています。</p> <p>環境保全措置として必要な林縁植生は保全しますが、事業地内の草刈り管理を行い、獣が定着しにくい環境づくりに努めます。</p>
	4-6	<p>アサギマダラ</p> <p>事業実施区域には毎年10月頃に渡りをする蝶のアサギマダラが多数飛来していますが、第6章の昆虫の調査では調査時期が異なったことからアサギマダラの配述がされていません。</p> <p>渥美半島や知多半島から海を渡ったアサギマダラが本土で最初に休憩する場所の一つが樋ノ山となっていることから、アサギマダラについて再調査をお願いします。</p>	<p>アサギマダラは渡りの途中に事業地周辺に飛来し、ヒヨドリバナなど林縁部に咲く花に吸蜜に訪れる可能性があります。</p> <p>事業により樹林が一部消失しますが、残置森林を一定面積確保し、改変部も法面等を緑化することで事業後に林縁環境を再生し影響の緩和に努めます。</p>
	4-7	<p>洪水調整池について</p> <p>事業実施区域には2か所の洪水調整池の設置が計画されていますが、事業実施区域の西側区域（みかん山跡地）の下流には洪水調整池の設置がありません。農業用ため池である通称蛇池を洪水調整池として考えているのかもしれませんが、蛇池は多量の土砂が堆積して貯水量が少なく、堤防も崩れかけている部分があるなど、洪水調整池としての機能は全くありませんので、再検討をお願いします。</p>	<p>計画地西側の下流にある、ため池(通称蛇池)を洪水調整池として利用する計画はありませんが、地元の要望により、ため池の堆積土砂を浚渫する等の工事を行う可能性はあります。</p>

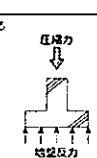
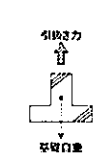
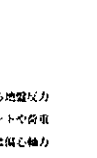
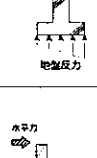
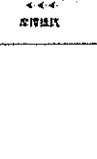


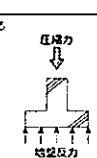
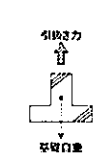
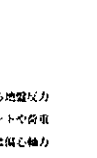
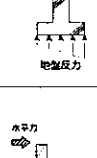
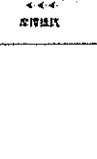


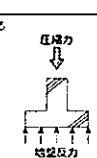
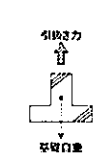
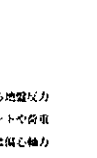
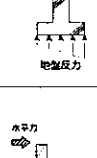
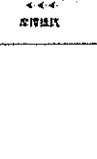


意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
4	4-8	<p>簡易環境影響評価について</p> <p>今回、事業実施区域の面積を19.9haに抑えて簡易環境影響評価を実施していますが、事業実施区域の代表地番の面積が553,160㎡(内本事業の持分1/2)であることや、同一地番の残りの土地でも同様の太陽光発電事業の計画があることから、本事業だけでなく船津町極ノ山137-21全体を開発する場合の環境への影響を想定し、20ha以上の開発行為に適用される環境影響評価を実施すべきと考えます。</p>	<p>当社のプロジェクトとしては事業実施区域が面積19.9haであり、法令に基づき簡易的環境影響評価を実施しています。他社のプロジェクトの詳細につきましては当社にて把握しておりません。</p>
5	5-1	<p>本事業において、災害時における住民への被災の危険性が高まることは、あってはならないことだと考えます。そして、その危険性が高まらないとする説明を十分にすることが必要だと考えます。評価書3-101④砂防指定地では、『事業実施区域は土砂災害による被害の可能性がある「土石流危険溪流地域」となります。』とあります。</p> <p>造成により土石流被害の危険性が高まらないことを説明してください。</p>	<p>計画地内の溪流(沢筋)は土工事により基本的に埋める事になります。沢筋の下流部には重力式擁壁を構築し沢筋盛土の安定を計ります。従って「土石流危険溪流」の定義である溪流そのものが盛土工事に伴い消滅する事となります。</p>
	5-2	<p>6.1.4 パネル設置に伴う周辺の温度について、評価書6-33の評価結果では、『周囲は事業主が所有する山林が約40万㎡残されることから、周辺の気温に対する影響は低減できるものと考えられる。』とあります。</p> <p>山林が残されていることを前提としていますので、本事業終了までに周囲の山林の所有権の移転や開発の追加がないよう、事業実施区域に含めるべきであると考えます。</p>	<p>【モジュール】</p> <p>モジュールは、夏場の高温時は、周囲の温度と太陽からの比熱が蓄熱されますが、コンクリートや砂利・舗装道路のような温度上昇や保温効果は少なく、一般住宅の金属屋根よりは、太陽電池の温度上昇は低い値になります。</p> <p>これらのことから、住宅の屋根に太陽電池を設置すると、夏季は、住宅内部の温度を下げ、冬季は冷気を遮断する効果も発生します。</p> <p>冬季は、ほとんど外気気温と同じ状態で発電していますが、夏季・冬季ともストレスや異状部分があるとその部分は、周囲と比べて高温になります。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
5	5-2		<p>またモジュールの周辺環境に影響調査分析でも紫外線、騒音、温度変化はないと報告されています。</p> <p>【パワーコンディショナー】 採用予定のパワーコンディショナーにつきましてはファンレス、自然放熱方式のため、周辺の気温に対する影響は極めて低いです。</p>
5	5-3	<p>6.5 水質（地下水の水質を除く）について、評価書6-64(1)予測手法②濁水対策では『濁水対策として、土地流出防止のために仮設沈砂池を設置し、下流河川への濁水(SS)の流出を防止します。調整池は、三重県の宅地等開発事業に関する技術マニュアルに基づき造成工事のできるだけ早い段階で完成させ、洪水対策とあわせて濁水対策としても活用します。』とあります。調整池及び仮設沈砂池の設置基準を明確にし、1時間当たりの降水量や総雨量にして、どれだけ耐えられるのかを明記し、浸水がないことを説明してください。</p>	<p>・洪水対策、土砂流出抑制対策</p> <p>三重県「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」1章「洪水調整池」の基準に基づき調整池を設置致します。</p> <p>三重県の計算基準は1/50年確率降雨にもとづき計算されており、日降水量、10分間降水量、1時間降水量の各計算値はそれぞれの気象データの過去最大値より大きな数値となっています。</p> <p>このことは、過去最大の降水量でも調整池は十分機能を果たせることを意味しています。</p>
6	6-1	<p>太陽光発電計画に対する所感</p> <p>福島原発事故を契機に、近年太陽光発電所計画が地価の安易な地方ターゲットにして環境にやさしい再生エネルギーであることから、国が推進する事業として各地で建設計画がなされているようです。</p> <p>二酸化炭素を発生せず温暖化に貢献する事業として世界的に進められておりますが、有利な反面不利事象が発生することに危惧感じております。</p> <p>当、船津地区の山林に17MWの「メガソーラー（1Mw規模以上はメガと呼称）」大規模計画が表面化し地元住民は不安を抱き、関係者は住民の総意を上申すべく苦労されておられ</p>	

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
6	6-1	<p>ることに「ご苦労様です」と申し上げるに併せて、今回、計画に対する意見を求められたので、去る5月13日に行われた臨時総会で出された机上資料で概ね問題点は挙げられておりますが、これに補足・追加する形で以下のとおり記述します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>環境破壊について</p> <p>①森林伐採・造成等による山の形状変更が生じ、山が保有する本来機能(保水・吸水)が損なわれ、結果、防災機能が低下する。</p> <p>去年の豪雨で船津地区の各所で浸水が発生したのはまだ記憶に新しいところで計画直下の国道もプールの惨状となり、車の進行ができず、県外車の水没が忘れられない。</p> <p>②自然を切り開いて開発は、国定公園になっている鳥羽市にふさわしくなく景観を喪失するところが大きい。身近なところで、a最近実行された安楽島町の山腹(ホテル・保養所等が立地している鳥羽の顔となっているエリア)で新興住宅が近接しており、見栄え・防災上においても好ましいものでない。b鳥羽の玄関口でリアスの優雅景観をなしている島(管島)の採石による自然破壊はその最たるものであり、スカイラインの展望台から眺めると余りにも悲しい。</p>	<p>①洪水対策、土砂流出抑制対策</p> <p>三重県「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」1章「洪水調整池」の基準に基づき調整池を設置致します。</p> <p>三重県の計算基準は1/50年確率降雨にもとづき計算されており、日降水量、10分間降水量、1時間降水量の各計算値はそれぞれの気象データの過去最大値より大きな数値となっています。</p> <p>このことは、過去最大の降水量でも調整池は十分機能を果たせることを意味しています。</p> <p>②計画地は伊勢志摩国立公園・普通地域内にあります、普通地域の中で行う太陽光発電建設事業については、環境省へ届出が必要となります。</p> <p>風致地区については、鳥羽市において平成29年12月に「風致地区内行為許可に係るガイドライン」が定められており、鳥羽市の許可が必要となります。今後関係機関と協議のうえ景観、風致等に配慮した計画を進めて行く予定です。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
	6-1	<p>③島国の日本は、地震発生を聞かない日はない。大なり小なり何処かで地震が発生している。只、報道されているのは体感自身のみであり、南海地震を想定した地震対応も行政は真剣に考えているところ。万が一、大きな地震の発生をみた場合、はげ山にした地域の被害は想像しただけでも怖さを抑えられないばかりか、個人所有の境界さえ不明になるおそれがあり、後日の紛争となりかねない。(登記所の公図は、大昔に作成されたものが殆どのため、正確な測量はなされていないのが実情で復旧困難と考える)大きな自然災害に対しては、構造的にもろくなると再認識しなければならない。</p>	<p>③防災設計</p> <p>今後関係法令にもとづき各部署と設計協議を進めてまいります。山間部で行う造成工事であるため、雨水排水、調整池、土砂の流出、盛土の安定、工事中の防災等が主要な防災設計の協議事項と考えております。</p> <p>これら防災施設の設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」</p> <p>宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し設計を行います。</p>
6	6-2	<p>想定される住民被害</p> <p>計画は予定地域の高所を削り、谷所に埋めての造成であるとされ工事車両の通行は限定されるので付近住民の生活に支障は生じないとするプランを提示している。</p> <p>でも、はたしてそうであろうか・・・?</p> <p>工事開始時に至る事前準備で、工事用道路の新設・大型車両の出入り・資機材の搬入・発生する騒音粉塵・歩行阻害等他項目にわたる。又、工事中に大雨があった場合を想定し、2カ所に貯水池を設けるとしているが機能するのだろうか。盛土・削土等汚泥の流出も心配するところである。</p>	<p>工事用道路の新設・大型車両の出入り、資機材の搬入・発生する騒音粉塵・歩道阻害等については事前に住民とも十分に協議を行い、可能な限り、生活に影響を及ぼさないよう努めます。</p> <p>貯水池については前述のとおり十分に機能を果たせると判断しており、汚泥の流出についてもできるだけ抑制できるよう措置する計画です。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解				
6	6-3	<p>設置パネルは、太陽エネルギーを吸収して電力に変換しようとするものであるから、日当たり良好であることが絶対条件である。このため、日照時間の長い南向きの斜面をより多く形成し、斜度30度か発生効率が良いベストなパネル傾斜とされている。</p> <p>しかし、年間通じ北西風の多い地域に且つ、地形から判断できる計画地域は谷風の発生も加味しなければならず、風が加速されるであろうと判断できる。</p> <p>結果、パネル斜度は珙と同じで揚力が大きくなるようにする角度であり、パネル破壊を考えておかねばならない。</p> <p>現在、消防署の裏に大メガ施設が稼働しておりますが、2年ほど前 数基が強風でパネルが飛び、フェンスを突き破り散乱しているのを見かけました。架台基礎は、棒状杭を打ち込んだ簡易な設置が引き金となったようです。付近は民家ないので被害ありませんでしたが今回の計画知り同様の事態を懸念する。</p>	<p>【モジュール】</p> <p>モジュールは指定の取付穴を固定した状態で強風を想定した振動テストと積雪2.0mを想定した耐荷重テストを行っておりますが、杭・架台設計及びメーカー設置マニュアルに沿った施工を遵守する事でパネルの飛散・破壊を予防する措置も行います。</p> <p>【杭・架台設計】(3-3の見解と同様)</p> <p>地上設置型太陽光はご指摘のように風圧の影響を受けやすい構造です。そのため、太陽光パネルを取り付ける架台及び基礎の設計・施工は十分な安全性が求められます。そこで、国が制定している「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」に従って設計・施工を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風荷重の条件・・・ 基準風速はガイドラインに示す、適用地域別の基準風速を用いて設計いたします。 2. 風圧を受けるモデル図 <table border="1" data-bbox="893 1317 1364 1585"> <thead> <tr> <th data-bbox="893 1317 1136 1355">順風 (正圧)</th> <th data-bbox="1136 1317 1364 1355">逆風 (負圧)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="893 1355 1136 1585"> </td> <td data-bbox="1136 1355 1364 1585"> </td> </tr> </tbody> </table> 3. 設計・施工のための調査 以上の風圧条件に加えパネル自重、架台自重により架台の設計を行います。 基礎は架台から受ける荷重を安全に支持するために、地形条件、地盤条件、造成条件等を調査します。 	順風 (正圧)	逆風 (負圧)		
順風 (正圧)	逆風 (負圧)						

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解																								
6	6-3		<p>特に地盤条件はボーリングによる標準貫入試験やSWS(スウェーデンサウンディング)試験等を行います。</p> <p>4. 基礎の設計施工</p> <p>基礎構造は架台から受ける荷重(圧縮力、引抜き力、水平力、モーメント)に耐えうる基礎形式を選定し、安全な構造物を設計・施工を行います。基礎構造においては安全率を長期荷重3短期荷重1.5としています。</p> <p style="text-align: center;">表 5-1 基礎に働く外力と反力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">外力</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">反力</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">外力</th> <th style="text-align: center;">圧縮力</th> <th style="text-align: center;">引抜き力</th> <th style="text-align: center;">モーメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">圧縮力</td> <td> フーチングによる 地盤反力  </td> <td> 基礎自重  </td> <td> 土のせん断抵抗力 + 可変摩擦力  </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引抜き力</td> <td> 土の引抜き抵抗力  </td> <td> 土の引抜き抵抗力  </td> <td> 土の引抜き抵抗力  </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">モーメント</td> <td> フーチングによる地盤反力 (柱脚のモーメントや荷重の偏心については偏心軸力として算定)  </td> <td> 土の引抜き抵抗力 </td> <td> 土の引抜き抵抗力 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水平力</td> <td> 底面の摩擦抵抗 根入れ部の抵抗 (受働土圧) </td> <td> 土の引抜き抵抗力 </td> <td> 土の引抜き抵抗力 </td> </tr> </tbody> </table>	外力		反力		外力	圧縮力	引抜き力	モーメント	圧縮力	フーチングによる 地盤反力 	基礎自重 	土のせん断抵抗力 + 可変摩擦力 	引抜き力	土の引抜き抵抗力 	土の引抜き抵抗力 	土の引抜き抵抗力 	モーメント	フーチングによる地盤反力 (柱脚のモーメントや荷重の偏心については偏心軸力として算定) 	土の引抜き抵抗力 	土の引抜き抵抗力 	水平力	底面の摩擦抵抗 根入れ部の抵抗 (受働土圧) 	土の引抜き抵抗力 	土の引抜き抵抗力
外力		反力																									
外力	圧縮力	引抜き力	モーメント																								
圧縮力	フーチングによる 地盤反力 	基礎自重 	土のせん断抵抗力 + 可変摩擦力 																								
引抜き力	土の引抜き抵抗力 	土の引抜き抵抗力 	土の引抜き抵抗力 																								
モーメント	フーチングによる地盤反力 (柱脚のモーメントや荷重の偏心については偏心軸力として算定) 	土の引抜き抵抗力 	土の引抜き抵抗力 																								
水平力	底面の摩擦抵抗 根入れ部の抵抗 (受働土圧) 	土の引抜き抵抗力 	土の引抜き抵抗力 																								

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
6	6-4	<p>浅識ではありますが、電力が発生する際、至近で微弱な磁界が発生するようです。離れば問題はないのですが、大規模メガ施設となれば増幅されて電波の受信に何らかの影響があるかもしれません(特にTVの受信・無線機の伝搬波)</p>	<p>【磁波障害に関して】</p> <p>□静磁界(太陽電池モジュール)の測定結果 太陽電池モジュールの裏側から20cm離れた位置で測定した結果はmaxで8.33 μ T(マイクロテラス)となり、国際非電離放射線防護委員会(INCNIIRP)が定めた制限ガイドラインである400mTと比べ全く影響のない小さい値です。</p> <p>□交流磁界(パワーコンディショナー)の測定結果 パワーコンディショナ(30kwPCS)から20cm離れた位置で測定し結果は7.49 μ TとなりINCNIIRPが定めた人体への制限ガイドラインである200 μ Tに比べ十分に小さい値です。</p> <p>【電波障害に関して】</p> <p>大規模、メガソーラーにつきましては電波障害の影響に留意する、飛行場などへの設置事例も多くあるなかで、太陽光発電システムによる電波障害の報告はありません。</p> <p>引用:「JET Report Vol 52 2011 Autumnより」</p> <p>以下は採用予定のメーカー見解になります。</p> <p>【モジュール】 発電時に磁気は発生しますが、増幅されて通信妨害を犯す等の事例は現在で御座いません。</p> <p>【パワーコンディショナー】 採用予定のパワーコンディショナーにつきましては国際EMC基準CSPR11を準拠して開発しております。民家と30M以上離れた場所に設置すれば、影響がございません。(CSPR11認証)</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
	6-5	<p>効率良く電力を発生させるには、日当たり良好であることは前記に示しましたが、もう1点雑草を茂らせないことのようにです。詳しい理由はしりませんが、効率低下となり期待のエネルギーに支障がでるとのこと。このため、草刈りをせねばなりません、広範囲だと清掃に追われてしまいます(草防止マツトもあるようですが、膨大のものとなりましょう)</p> <p>そこで、除草剤の使用が考えられますが、好ましい手法とは言えません。大量の薬を散布した後、降雨があれば地下に浸透し我々の清水に影響するやもしれない。</p>	<p>現在の計画では除草剤の使用予定はありません。</p>
6	6-6	<p>要望事項と主張</p> <p>鳥羽市も無作為な太陽光事業に危惧を抱き、H30.3に「再生可能エネルギー事業に関する条例」を制定しておりますが、時遅くあるようです。今後の届けからとしております。</p> <p>不遑及の事実と捉えずに事業者理解を得るべく汗して欲しいのです。</p> <p>姿勢は判りますが、まだ本件の事業は始まっておりません。</p> <p>何とか県・他県の在り方を参考にし、必要なものは新規に策定して、そして働きかけて市民の安心を守るべく努力してもらいたいものです。</p> <p>仮に本事業が実施の運びとなっても、如何に規模が大きくても鳥羽市の雇用は生みません。法人税の利はあっても、これまで各町会から挙げられた意見を対比すれば自ずと良否が分かると思うからです。</p> <p>臨時総会の際、本件の他に数件の同様な計画があると知りました。1件を認めてしまうと連鎖して計画の申請を認めざるを得なくなります。</p>	<p>ご案内の通り、鳥羽市が制定する「再生可能エネルギー事業に関する条例」の適用対象外ではありますが、基本的には本条例の趣旨、精神に則って事業を進めてまいります。また、今後も県や市などの行政の指導には適切に従ってまいります。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
6	6-6	<p>小区画で申請をすれば、聞こえも良く「アセスメント」も20ha以下であるから、同意を得るべく安易な小評価で終えようとするのです。その後、全てが着工→稼働する運びとなれば、合体してのメガ施設に変貌するのではないかと推測するものです。</p>	
7	7-1	<p>被害・影響・危険性</p> <p>簡易的環境影響評価書(以下、評価書)2-3「事業実施区域位置」によれば、本太陽光発電所計画地は土木工事で問題を起すことが多い風化與店紋岩を主体とする朝熊山系に属している。</p> <p>本計画地に隣接する行者山では、過去の霊園建設工事で土砂崩壊や地滑りが頻発し、取付け道路の市道船津霊園線584号は、完成後、40有余年を経た今も安定していない。朝熊山を縦走する伊勢志摩スカイラインは、過去、復旧に長期間の通行止めを要する土砂崩れに幾度も見舞われ、本太陽光発電所計画地の北側にも過去に大崩壊を起こし、通行止めをして復旧を行った土留め擁壁がある。</p> <p>評価書2-5「土地利用計画」及び2-14「切土、盛土に関する計画の概要」によれば、上述のような土質不安定な山林を16.1haも伐開し、大型ダンプトラック13万台分に相当する777,000 m³もの土砂を切り取って谷を埋める大規模な土木工事を行うとしている。</p> <p>このように大規模な土木工事を行えば、過去の行者山の霊園建設工事や伊勢志摩スカイラインの例を見てもわかる通り、工事中、工事完成後も土砂崩れ、広範な地滑りを引き起こし、船津町及び鳥羽五丁目周辺に甚大な土砂災害や水害を引き起こす恐れがある。</p>	<p>・地形地質</p> <p>今回の計画地域は結晶片岩(緑色片岩・黒色片岩)主体の地域となっています。</p> <p>片岩は、その片理に沿って平行に弱面が発達する性質上、地すべりが起こりやすい地層ではありますが、今回の計画地域では、地形判読(予察)の結果、地域外に当たる尾根を挟んだ北側では崩壊地形や地すべりを疑わせる地形が発達していますが、計画地内では地すべり地形等は確認されておりません。(地形判読結果)</p> <p>また、片理面が北～北東方向に緩く(10～12度)傾いているため、今回の計画地内では「受け盤」となっており、地質構造に起因する地すべり等は計画地を含む南向き斜面では発生しにくいと考えられます。</p> <p>・防災設計</p> <p>今後関係法令にもとづき各部署と設計協議を進めてまいります。山間部で行う造成工事であるため、雨水排水、調整池、土砂の流出、盛土の安定、工事中の防災等が主要な防災設計の協議事項と考えております。</p> <p>これら防災施設の設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されており、これらの技術基準を遵守し防災設計を行います。</p> <p>また、計画地内の溪流(沢筋)は土工事により基本</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
7	7-1	<p>また東海大地震の際には造成地が土砂崩れを起こす恐れもある。</p>	<p>的に埋める事になります。沢筋の下流部には重力式擁壁を構築し沢筋盛土の安定を計ります。従って「土石流危険渓流」の定義である渓流そのものが盛土工事により消滅する事となります。</p>
	7-2	<p>落口川流域は、台風や集中豪雨によって過去に幾度も氾濫し、建設予定地は鳥羽市の土石流危険渓流に指定されている。太陽光発電所ができると、16.1万㎡もの緑のダムともいわれる森林が失われ、そのために樋ノ山は水源かん養機能を喪失し、船津町や鳥羽五丁目に土砂災害や水害を引き起こすことになる。なお落口川は災害危険個所として、鳥羽警察署と三重県建設事務所及び鳥羽市が三者合同で点検パトロールを行っている。</p>	<p>三重県「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」1章「洪水調整池」の基準に基づき調整池を設置致します。</p> <p>三重県の計算基準は1/50年確率降雨にもとづき計算されており、日降水量、10分間降水量、1時間降水量の各計算値はそれぞれの気象データの過去最大値より大きな数値となっています。</p> <p>このことは、過去最大の降水量でも調整池は十分機能を果たせることを意味しています。今後関係法令にもとづき各部署と設計協議を進めてまいります、山間部で行う造成工事であるため、雨水排水、調整池、土砂の流出、盛土の安定、工事中の防災等が主要な防災設計の協議事項と考えております。</p> <p>これら防災施設の設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されており、これらの技術基準を遵守し設計を行います</p>
	7-3	<p>太陽光パネルが強風で飛散することによる被害は全国各地で起きている。計画地に近い、あしたば作業所、鳥羽五丁目地区、落口地区は、台風の強風や突風などでパネルが飛散して民家が直撃されるなどの被害発生の恐れがある。また飛散したパネルからは有害な重金属（カドミウム・鉛・セレン）が溶出し、2次被害を起こす危険もある。</p>	<p>モジュールの飛散防止につきましては9-2で回答させて頂きました通りになります。</p> <p>採用予定のモジュールに含まれている有害物質はPb（鉛）15.671gです。これは内部の封止材により完璧に密封されており、正常な状態で内部の物質の流出は不可能に近く、一般的な使用条件で外圧による破損の可能性は極めて低いです。</p> <p>採用予定のモジュールの最大耐荷重は5400Paです。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
7	7-4	<p>太陽光パネルやパワーコンディショナーなどの雑器のトラブルで火災が発生することがあり、周辺の山林に延焼して林野火災になる恐れがある。</p> <p>太陽光パネルは発電中は消防隊員が感電するため消火放水ができない。このため延焼拡大の恐れがある。ドイツでは消防隊員が感電死した例もある。日本でも2017年2月に発生した、事務用品通信販売会社の物流倉庫火災の際、消防隊に対して、屋上の太陽光パネルに放水している間は感電を避ける為、「棒状注水」を禁止する「危険情報」が寄せられた例がある。太陽光発電所で火災が発生しても、発電中はパネルの消火活動がほとんどできない。</p>	<p>消火活動中の感電に関する考え方としては、基本的に火災消火活動をするにあたり一般建物の際も感電する要因は十分にあることから、消火活動服には絶縁性能もあり、したがって太陽光発電所であるから近づけず消火活動が行えないということはないとの旨を消防より見解を頂いております。</p> <p>採用予定のパワーコンディショナーにつきましては機器内温度が90度を超えた場合には機器の運転を停止する『過熱保護機能』がありますのでパワーコンディショナー内部トラブルで過去火災が起きた報告はなく、火災は発生しません。</p> <p>又、代表機試験成績書の第5部分「外部事故試験」に記載され、JEC基準を要求された交流短絡、負荷遮断など、様々な外部事故の模擬テストを実施しましたが、パワーコンディショナーの外部トラブルでも火災は発生しません。</p> <p>引用:「太陽光発電設備に係る防火安全対策の検討結果」 東京地消防庁、</p>
	7-5	<p>評価書2-13「工事関係車両の主要な通行ルート」によれば、資機材の運搬及び完成後の管理等は、コンビニエンスストア前の国道167号線T字路から近鉄踏切を経て若竹団地内を通過して山林に至り、山林内に工事用道路を造成するとしているが、このルートは若竹団地や地元住民の生活道路であり、風水害や津波の指定避難場所でもある、あしたば作業所にも通じていて、工事用車両による交通事故や騒音、振動等によって住民が健康被害を受ける恐れがある。</p>	<p>工事用道路の新設・大型車両の出入り、資機材の搬入・発生する騒音粉塵・歩道阻害等については事前に住民とも十分に協議を行い、可能な限り、生活に影響を及ぼさないよう努めます。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
7	7-6	<p>隣接する行者山では、過去に日本野鳥の会によって絶滅危惧種のクマタカ、オオタカなどの希少鳥類が確認されている。簡易的環境影響調査においても、評価書6-82~によれば、わずか3日間の調査で、絶滅危惧種Ⅱ種(VU)で本年3月に三重県指定希少野生動植物種に指定されたサシバが確認されている。また本年5月24日には、日本野鳥の会の会員によって、短時間の間にハチクマが二度観察された。評価書記載のサシバ及び今回観察されたハチクマについては、時期的にみていずれも繁殖中の可能性が高く、2繁殖期を通した詳細な調査が必要である。今回の簡易的環境影響調査はこれら希少猛禽類の調査が決定的に不足している。</p>	<p>鳥類調査時に古巣の有無に留意し林内踏査を行っており、調査時に確認された巣はサシバの営巣木と思われる巣のみでした。落巣して確認できなかった可能性もありますがサシバ以外の猛禽類が営巣している可能性は低いと考えています。</p> <p>ハチクマは行動圏の広い猛禽類ですので、餌運びなど営巣地の特定につながる行動が確認されないと事業地を営巣場所として利用しているかどうか判断が困難であると思われます。</p>
	7-7	<p>評価書2-5「土地利用計画」によれば、改変区域は16.1ヘクタールにおよび、樋ノ山は広大な森林を喪失することになる。森は海の恋人といわれ、森は流域河川を通して海に豊かな栄養分をもたらしているが、樋ノ山の広大な森林を喪失すると、流域河川が栄養分を失い、鳥羽湾周辺の沿岸漁業に重大な悪影響を及ぼすことになる。</p>	<p>事業実施区域内での工事においては、樹木伐採を必要最小限に留め、残置森林を確保するとともに、法面や造成森林についてはできるだけ早期に緑化する計画とし、工事後においてもできる限り森林等の緑地の管理・保全に努めます。</p> <p>今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
7	7-8	<p>伊勢志摩スカイラインは伊勢志摩国立公園にあってその中核をなす重要な観光施設であるが、評価書2-3「事業実施区域位置」から景観を推定すると、鳥羽に向かって伊勢志摩スカイラインを下ってくる時、太平洋を望む景観の中に、眼下に広がる緑の山腹にパネルがギラギラと光り、「主要な景観」が著しく損なわれることになる。また計画地の樋ノ山周辺は伊勢志摩国立公園で、鳥羽市の風致地区にも指定されているが、太陽光発電所が建設されると、計画地の周辺を含め、本来、守られるべき良好な自然的景観や、都市環境の保全を図るために必要な風致地区としての機能の維持も困難になる。</p> <p>評価書6-175に景観の調査結果が示されているが、眺望点の選択は不適切であり、伊勢志摩スカイラインからの眺望については、鳥羽に向かって下ってくる途中の道路からの景観こそが重要であるにもかかわらず、これを調査していないのは全く評価に値しない。伊勢志摩スカイラインからの眺望については、山頂から鳥羽に向かって下る道路からの調査が必須である。落口地区からの眺望については全く言及されておらず、調査もされていないのは、住民軽視の姿勢が表れていると言わざるを得ない。良好な景観を侵害されない権利は当然住民にもあり、観光客などと違い、そこに常在する住民は日常的に太陽光パネルを眺め続けなければならないのであるから、落口地区を含むすべての周辺地域からの景観調査は必須である。</p>	<p>・景観</p> <p>計画地は伊勢志摩国立公園・普通地域の中にあり、普通地域の中で行う太陽光発電建設事業については、届出が必要となります。</p> <p>景観の予測において眺望点として設定した地点については、事業実施区域周辺の景観資源等を考慮し、不特定多数の方から利用され、事業実施区域を眺望できる場所と考えられる場所として選定を行いました。</p> <p>平成29年3月に環境省において、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準等の一部改正」の基準が示されております。</p> <p>本事業では、事業実施区域の内及び外周部に可能な限りの緑化に努めるとともに、設備機器の色彩等にも配慮することで、周囲からの眺望景観をできるだけ乱さないように計画する所存ですが、ご意見をいただいております、眺望点につきましても、今後関係機関と協議のうえ検討を行ってまいります。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
8	8-1	<p>鳥羽市で計画されている大規模太陽光発電事業に関する申し入れ</p> <p>日本野鳥の会三重は、御社が鳥羽市船津町に計画されている太陽光発電事業について下記のとおり申し入れます。</p> <p>サシバについて</p> <p>本計画のサシバの調査は2017年5月10日から12日の3日間行われた。その間サシバが現れている。営巣期であるので、繁殖個体であることはほぼ間違いない。個体、及び雌雄識別していないので、1個体なのか複数個体なのか不明である。かつ今回の調査では繁殖が成功したのか否かも不明である。準備書では営巣は事業地外の西側と推定されているが、巣と思われる位置は開示されていない。</p> <p>サシバは近年日本で個体数が著しく減少し、環境省のレッドリストでは「絶滅危惧種Ⅱ類(VU)」にランクされ、かつ本年3月には三重県指定希少野生動物種に指定された。県内のサシバの営巣地はぜひとも保全する必要がある。サシバの調査では指針には繁殖を成功した期を含む2繁殖期の調査が望ましいとされている(環境省サシバの保護の進め方=以下、サシバの保護の進め方)。これは繁殖が成功し、ヒナの成長につれて、必要なエサの量が増え、行動範囲が広がることを考慮に入れたものである。サシバの行動圏は詳細な調査によって確定することが必要であるが、一般的には営巣木からおおむね500mの範囲を行動圏と推定されている(サシバの保護の進め方)。</p> <p>よって本事業地が行動圏に含まれる可能性は否定できない。サシバが谷を単位に行動して</p>	<p><サシバについて></p> <p>事業実施区域は営巣木から500m程度離れていますが、一部は行動圏に含まれていると考えられます。主な採餌場所は谷の湿地周辺と考えられるため造成等の直接改変の影響は限定的であると考えられます。一方、工事期間中は重機等が稼働する事業実施区域を避けて周辺域に避難する可能性があり、工事期間中は営巣木の巣を営巣場所として利用しない可能性があることから以下の保全対策を実施します。</p> <p>工事に際しては必要以上に樹木を伐採することのないよう、改変区域を明示し、周知を徹底します。造成森林や造成法面は種子吹付や樹木の植栽により、できるだけ速やかに緑化します。また、植栽樹種については在来の広葉樹を中心に選定します。造成工事に使用する重機等には低騒音・低振動型のものを極力使用し、事業実施区域周辺への騒音・振動の影響低減を図ります。</p> <p>施設の供用後は行動圏の大部分が残り、餌場環境も保全されるため、引続き繁殖場所として利用すると考えられますが、行動圏の一部の樹林が消失し、環境が変化するため工事後の動向に注意する必要があります。施設の供用後のサシバの繁殖期に希少猛禽類調査を実施し、繁殖活動状況を確認します。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
8	8-1	<p>いることを考えるとむしろ行動圏の一部であると推定できる。サシバは谷の低地、水田、湿地だけでなく、周辺の林地でもさかんにエサを捕る(サシバの保護の進め方)。</p> <p>また、警戒するとまり場としても森林は必須である。しかもオオタカやクマタカなどと異なり、営巣木は年ごとに変わる可能性も高い。したがって複数繁殖期にわたる詳細な調査が必要である。</p> <p>ハチクマについて</p> <p>ハチクマはサシバより少し大きな猛禽であり、環境省のレッドリストでは「準絶滅危惧種(NT)」に指定されている。三重県下での繁殖はあまり知られていないが、サシバより個体数が少ないと考えられる。本年5月24日に計画地において本会会員によりハチクマが観察されており、繁殖の可能性が高い。今回の計画で繁殖地が失われる可能性があり、詳細な調査が必要である。</p> <p>その他の渡り鳥について</p> <p>鳥羽市は春と秋に伊良湖岬を経て移動する渡り鳥の通路にあたっている。これらの鳥は鳥羽市の山林などを採餌、休息、ねぐらに利用していると考えられるが、この点についての調査も春だけであり、配慮も全くされていない。大面積を改変することは渡り鳥の環境に及ぼす影響が大きい。</p> <p>本計画のサシバの繁殖等への影響を考慮すると、現時点で当会は本計画を進めることには反対である。追加の詳細な調査を行い、その結果を踏まえ、サシバの繁殖等への影響を考察し、計画を再検討することが必要であろう。</p>	<p><ハチクマについて></p> <p>鳥類調査時に古巣の有無に留意し林内踏査を行っており、調査時に確認された巣はサシバの営巣木と思われる巣のみでした。落巢して確認できなかった可能性もありますがサシバ以外の猛禽類が営巣している可能性は低いと考えています。</p> <p>ハチクマは行動圏の広い猛禽類ですので、餌運びなど営巣地の特定につながる行動が確認されないと事業地を営巣場所として利用しているかどうか判断が困難であると思われます。</p> <p><渡り鳥について></p> <p>ご意見のとおり渡り鳥の中継地として利用されている可能性があると考えられます。</p> <p>サシバの保全対策と重なりますが、工事に際しては必要以上に樹木を伐採することのないよう、改変区域を明示し、周知を徹底します。造成森林や造成法面は種子吹付や樹木の植栽により、できるだけ速やかに緑化します。また、植栽樹種については在来の広葉樹を中心に選定します。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
9	9-1	太陽光パネルの建設によって山が壊され、川 のミネラルや栄養分等の水質が変化し、海に 何らかの影響が及ぼされる事を危惧する。	事業の実施に伴い森林の伐採等により、一時的に流 域河川の水質の変化が起こると考えられますが、造成 面の一部は緑化し、裸地部分についてもその後の草 地化の進行による表土の緑化により流域河川水質の 回復が期待できるものと考えております。
	9-2	「海は森の恋人」と呼ばれるように密接な関係 があり、海も山も鳥羽市にとって大切な資源で あり、豊かな山・豊かな海を壊される事が無きよ う、ぜひ水質の環境アセスメントについて再調 査をお願いしたい。	今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業 の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよ う事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお 願いいたします。
10	10-1	広大な森林の伐採により、保水力が低下し、洪 水及び土砂崩れの発生が懸念され、貯水池を 超え、下流の民家への多大なる影響を及ぼす 危険性が大きい。	設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査 基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」 宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準 が示されております、これらの技術基準を遵守し安全 な設計を行います。
	10-2	上空から見た際の伊勢志摩国立公園の景観 が損なわれてしまう。	関係行政機関等とも協議し、景観に十分配慮して進 めます。
	10-3	海へと豊かな栄養分を運ぶ森林河川が失われ る事により、漁業者に多大な影響が生じてしま う。	事業の実施についてはできる限り漁業への影響が小 さくなるよう関係各所と協議のうえ進めてまいりますが、 事業実施区域が海に近いことから、重ねて地元漁業 関係者とも十分協議させて頂き進めさせて頂きます。
11	11-1	気候変動により、九州豪雨の例を挙げるまで もなく、集中豪雨による被害が甚大になって いる。本市においても、集中豪雨被害の記 憶は、まだ残っている。山肌を削り、土砂崩 れの危険性があることを考えると、賛成はでき ない。	設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査 基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅 地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が 示されております、これらの技術基準を遵守し安全な 設計を行います。
	11-2	太陽光のパネルによる 日光の反射での健康 への影響が心配される。	太陽光パネルの設置の計画については、周辺地域へ の反射光等の影響が無いように進めてまいります。

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
11	11-3	鳥羽市は観光都市である。たとえ国立公園に入っていない場所であっても、目に触れるので美観上好ましくない	関係行政機関等とも協議し、景観に十分配慮してまいります。
12	12-1	この50年間、幾度となく豪雨に見舞われ、回を重ねる毎に規模は大きくなり、浸水被害も多々あったことから、これ以上の落口川上流での伐採は山の保水力が衰え、洪水の規模も多々になる事が明らかであると考え。貯水池や砂防ダムでの回避も難しいと思案する。 また、景観も損なわれ、メリットはなくデメリットばかりである。	三重県の調整池計算基準は1/50年確率降雨にもとづき計算し、日降水量(519.42mm)、10分間降水量(28.70mm)、1時間降水量(172.2mm)の各計算値はそれぞれの気象データの過去最大値より大きな数値となっています。 このことは、過去最大の降水量でも調整池は十分機能を果たせることを意味しています。
13	13-1	公共事業ならともかく、民間企業である企業が地元住民の反対にありながら、市議会にあげるのは如何なものか？ 地元の議員が賛成に働いているのも、何かあるのでは、と不振を感じる。	本件については当社として関与していない事項なので、回答は差し控えさせていただきます。
	13-2	本来、地元住民の総会の決定は意味をなすのか？ 事後の謝罪では遅く、加茂玉村だけでも結束して断固反対すべきだと考える。	当社が回答できる意見ではないと判断します。
14	14-1	5/13の船津町定時総会に出席の折、太陽光発電計画の説明をうけたが、市議会「戸上 建の週刊ニュースNO344」に掲載のある通り地元住民としては反対である。 事業者の【納得が得られずして強引に事業は進めません】の発言を信じ、反対運動をすべきだと思う。	今後、丁寧に地元住民説明会を実施し、地元住民のご理解を得られるよう善処する予定です。
15	15-1	落口地区は通学路、通勤路等の国道167号に出入りする道路が1本しかなく、集中豪雨、満潮時が重なると川の氾濫があり、国道に出る近鉄踏切手前では車の浸水・立往生が幾度なくある地区です。	放流量はネック点の比流量にあわせた放流量とするため、開発後においても現況以上の放流量とはなりません。調整池を設置することで、開発に伴い下流河川に新たに負荷をかける事はありません。 自然条件、河川形状等の複合的要因によりご指摘の

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
15	15-1	このような場所で太陽光発電造成工事を実施すると森林地帯が減少、土砂が崩れ、さらなる反乱が予想されます。	事象が発生していると考えられます。
	15-2	高齢化地区の日々の安穏な生活が不可となります。よってこの工事は中止するべきだと考える。	今後、丁寧に地元住民説明会を実施し、地元住民のご理解を得られるよう善処する予定です。
16	16-1	<p>普段でも増水しやすい落口川の上流を造成する事により洪水の危険性が相当高く、建設には反対。</p> <p>災害発生時には責任の所在はどこにあるのか？</p> <p>地元住民の反対の中、高いリスクを負って実施する事業としてのメリットがあるのだろうか？</p>	放流量はネック点の比流量にあわせた放流量とするため、開発後においても現況以上の放流量とはなりません。調整池を設置することで、放流量が抑制されるため、開発に伴い下流河川に新たに負荷をかける事はなく、現状より改善致します。
17	17-1	現状、現場近くの国道が大雨の際には冠水で通行止めになるが、今回の造成工事により、より助長される恐れがある。	自然条件、河川形状等の複合的要因によりご指的の事象が発生しています、開発によりその事象が助長される事はありません。
18	18-1	山の所有者としては利益優先で利用計画をされていると思うが、地元に住居する私共は今の自然環境を破壊されたくない	(9-2の見解と同様) 今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。
	18-2	広大な土地の開発によりどのような結果がもたらされるか不安で納得ができない。	今後、丁寧に地元住民説明会を実施し、地元住民のご理解を得られるよう善処する予定です。
19	19-1	森林伐採(163㎡)、切り取りと埋立土砂(773㎡)と造成により山の形状が変わると大規模土砂崩れを引き起こしてしまう恐れがあり、そのような安心安全が不安になるようなことはやめてほしい。	設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されており、これらの技術基準を遵守し安全な設計、工事を行います。従ってご指摘のような事はありません。

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
20	20-1	自然エネルギーである太陽光発電の為に自然を壊して建設する事に違和感を覚える。	(9-2の見解と同様) 今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。
21	21-1	鳥羽の自然と環境・景観を守るために巨大な太陽光発電計画に反対します。	(9-2の見解と同様) 今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。
22	22-1	伊勢志摩国立公園のおひざ元で従来通りに暮らしていきたい。	(9-2の見解と同様) 今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。
23	23-1	きれいな山や川は鳥羽市の財産であり、ソーラーパネルの設置によりそれらが崩される事となる為、これからの子供たちにその山、川を残してあげることができなくなる。	(9-2の見解と同様) 今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。
24	24-1	太陽光発電工事により故郷の山や川の自然破壊が行われる事は反対する。	(9-2の見解と同様) 今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。
25	25-1	樋の山に設置するとなると、埋立地としての工事となり、災害発生の際には困る事態が発生するのではと危惧する。	(19-1見解と同様) 設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し安全な設計、工事を行います。従ってご指摘のような事はありません。

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
26	26-1	近年の多発する想定外の降雨を鑑み、ソーラーパネルの設置・開発の際の土砂災害の発生がないという保障がない。	設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し安全な設計を行います
27	27-1	全国各地で自然災害が統発している折に太陽光設置により、そのきっかけとなりえるのではないか？	(19-1見解と同様) 設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し安全な設計、工事を行います。従ってご指摘のような事はありません。
28	28-1	太陽光発電により、自然環境が破壊され、景観も損なわれ、私共の安心・安全な生活環境が脅かされると考える。	(9-2の見解と同様) 今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。
	28-2	現在、電気は充足されており、これ以上の開発は必要ないと考えられる。	国としては原子力発電への依存度を減らす政策を打ち出しており、太陽光発電等の再生可能エネルギー提供に向けた開発行為は必要と判断しています。
29	29-1	景観を損ね、土砂災害の危険性があると考え	(9-2の見解と同様) 今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。
30	30-1	自然破壊により災害の発生が伴うと危惧している。	(9-2の見解と同様) 今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
31	31-1	鳥羽市は美しい景観と自然に恵まれて、たくさんのお恩恵を受けているが、当開発により鳥羽市にもたらされるマイナス面を充分と精査して頂き、工事の再検討をして頂きたい。	景観と自然環境にできる限り悪影響が及ばないように対応していきます。
32	32-1	太陽光発電所の開発によって、自然森林の破壊と土砂災害などにつながるのではと危惧している。	設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し安全な設計を行います
33	33-1	森林伐採により、現在の各府県において発生している山崩れなどに繋がらないかと危惧している。	(19-1見解と同様) 設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し安全な設計、工事を行います。従ってご指摘のような事はありません。
	33-2	当事業における、各工程・完成後・稼働開始後に係る各段階の想定される事故・災害・被害の説明を受けたい。	住民説明会を実施し詳しく説明させていただきます。
	33-3	また、33-2に対する対策・予算・保障等の説明を受けたい。	住民説明会を実施し詳しく説明させていただきます。
34	34-1	樋ノ山に建設する太陽光発電所が自然破壊及び土砂災害の危険に繋がると不安に思う。	(19-1見解と同様) 設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し安全な設計、工事を行います。従ってご指摘のような事はありません。

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
35	35-1	山林の切り崩し・伐採をし、建設される計画には、自然災害や土砂災害等、多くの心配がされる。	(19-1見解と同様) 設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し安全な設計、工事を行います。従ってご指摘のような事はありません。
36	36-1	地盤の落ち着かない状態での土砂災害・水害が心配である。	(19-1見解と同様) 設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し安全な設計、工事を行います。従ってご指摘のような事はありません。
37	37-1	切土により、豪雨等の発生で、大量の土砂が下方に立ち並ぶ民間への土砂災害・水害を恐ろしく感じる。	(19-1見解と同様) 設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し安全な設計、工事を行います。従ってご指摘のような事はありません。
	37-2	また、仮に37-1で挙げた災害の発生があった場合に補償はどうなるのか？	本事業に起因する災害が発生した場合は事業主にて補償いたします。
38	38-1	いつ、何どき発生するかも分からぬ自然災害を不安に思う。	(19-1見解と同様) 設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し安全な設計、工事を行います。従ってご指摘のような事はありません

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
39	39-1	水害等、異変が起こってからでの対応は遅く、私ども近隣住民がその不安を一番身近に感じている。	(19-1見解と同様) 設計に当たっては三重県「林地開発許可に係る審査基準」、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」宅地防災研究会「宅地防災マニュアル」等に設計基準が示されております、これらの技術基準を遵守し安全な設計、工事を行います。従ってご指摘のような事はありません。
40	40-1	森林伐採や大自然の破壊はやめていただきたい。	(9-2の見解と同様) 今後も関係行政機関及び地域との協議を進め、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。
41	41-1	この区域は、これまでも開発行為が、住民の反対により撤退に追い込まれた場所であるにも関わらず、そういったことも調べず、なぜこのような場所に計画したのか。 鳥羽市には、住宅地に近くなく、住民の反対も起きにくい、もっと適した場所が他にあるはずです。	経産省の認可を受けている計画を当社が引きついたものであり、今後住民説明会を実施し、住民のご理解を得られるよう善処します。
	41-2	国・県・市とも、再生可能エネルギー発電事業は推進しているというが、地域住民や地元事業者の理解が大前提になるにもかかわらず、国が推進しているからと言って推し進めるのはおかしい。市内の他の区域では住民の生活に影響を及ぼさない場所はいくつもあるはずです。住民目線の事前調査を行っていれば、この区域への計画はしなかったはずではないのか。	(41-1見解と同様) 経産省の認可を受けている計画を当社が引きついたものであり、今後住民説明会を実施し、住民のご理解を得られるよう善処します。
	41-3	土地の所有が発端で事業を進めるやり方はこのような問題が起こりやすい。このような事業は地域住民の目線で事前調査を行い、まずは「地域住民の迷惑にならない場所」「反対運動が起こらない場所」などの視点で土地選びを	(41-1見解と同様) 経産省の認可を受けている計画を当社が引きついたものであり、今後住民説明会を実施し、住民のご理解を得られるよう善処します。

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
		<p>し、次の段階で「再エネに適している立地条件」などに視点が及んでいくというやり方でないといけない。</p> <p>この事業においても、これからはこういった考え方に改め、事業を再考して下さい。</p>	